



日本銀行
政策委員会月報

平成31年1月



第832号

※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。

・ホームページアドレス <http://www.boj.or.jp/>

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。

引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（1月22・23日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（1月22・23日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（1月22・23日）	3
◆「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（1月22・23日）	6
◆「経済・物価情勢の展望（2019年1月）」の基本的見解を決定する件（1月22・23日）	22
◆金融政策決定会合の議事要旨（2018年12月19、20日開催分）に関する件（1月22・23日）	23
(2) 通常会合関係	24
◆政策委員会月報（平成30年12月）に関する件（1月18日）	24
◆平成31年度の銀行券発注高に関する件（1月29日）	25
2. 報告事項	26

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（1月22・23日）

本委員会は、平成31年1月22・23日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとし、買入れ額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（1月22・23日）

本委員会は、平成31年1月22・23日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。
2. CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（1月22・23日）

本委員会は、平成31年1月22・23日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

2019年1月23日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成7反対2）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとし¹、買入れ額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

① ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。

② CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

2. 日本銀行は、「貸出増加を支援するための資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供給」、東日本大震災および熊本地震にかかる「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」等の措置について、受付期間を1年間延長することを決定した（全員一致）。

¹ 金利が急速に上昇する場合には、迅速かつ適切に国債買入れを実施する。

3. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。政策金利については、2019年10月に予定されている消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、現在のきわめて低い長短金利の水準を維持することを想定している。今後とも、金融政策運営の観点から重視すべきリスクの点検を行うとともに、経済・物価・金融情勢を踏まえ、「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う^(注2)。

(注1) 賛成：黒田委員、兩宮委員、若田部委員、布野委員、櫻井委員、政井委員、鈴木委員。反対：原田委員、片岡委員。原田委員は、長期金利が上下にある程度変動しうるものとするのは、政策委員会の決定すべき金融市場調節方針として曖昧すぎるとして反対した。片岡委員は、先行きの経済・物価情勢に対する不確実性が強まる中、10年以上の幅広い国債金利を一段と引き下げよう、金融緩和を強化することが望ましいとして反対した。

(注2) 原田委員は、政策金利については、物価目標との関係がより明確となるフォワードガイダンスを導入することが適当であるとして反対した。片岡委員は、2%の物価目標の早期達成のためには、財政・金融政策の更なる連携が重要であり、日本銀行としては、中長期の予想物価上昇率に関する現状評価が下方修正された場合には追加緩和手段を講じるとのコミットメントが必要であるとして反対した。

◆「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（1月22・23日）

本委員会は、平成31年1月22・23日の金融政策決定会合において、貸出増加や成長基盤の強化に向け、金融機関と企業・家計の前向きな行動を引き続き促していくとともに、復興に向けた被災地金融機関の取り組みへの支援を継続する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定した^{注1)}。

記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日決定）を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日決定）を別紙4.のとおり一部改正すること。
5. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日決定）を別紙5.のとおり一部改正すること。
6. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙6.のとおり一部改正すること。

注1) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

7. 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」（平成27年3月17日決定）を別紙7.のとおり一部改正すること。
8. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙8.のとおり一部改正すること。
9. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日決定）を別紙9.のとおり一部改正すること。
10. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成28年4月28日決定）を別紙10.のとおり一部改正すること。
11. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」（平成28年4月28日決定）を別紙11.のとおり一部改正すること。
12. 「日本銀行業務方法書中一部変更」（平成24年12月20日決定）を別紙12.のとおり一部変更すること。
13. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成22年6月15日決定）を別紙13.のとおり一部変更すること。
14. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成24年12月20日決定）を別紙14.のとおり一部変更すること。

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~35~~36年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金
供給基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日

平成~~31~~32年6月30日までの別に定める日とする。

- 11. を横線のとおり改める。

11. 貸付受付期限

9. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成~~31~~32年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~35~~36年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付受付期限

- 3. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、平成~~31~~32年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~35~~36年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための
資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付受付期限

3. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、平成~~31~~32年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~35~~36年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 10. を横線のとおり改める。

10. 貸付受付期限

8. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成3132年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成3536年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給
基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日

平成~~31~~32年6月30日までの別に定める日とする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~35~~36年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」
中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~35~~36年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中
一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~31~~32年4月30日までとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、平成~~31~~32年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

2. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、平成 23 年 5 月 31 日までの別に定める日から実施し、平成 ~~32~~33 年 4 月 30 日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための
資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成3132年4月30日までとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. 略(不変)

2. この基本要領は、平成3132年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

3. 略(不変)

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の
適格性判定等に関する特則」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. 略 (不変)

2. 本措置は、平成~~32~~33年4月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十四年十二月二十日から実施し、
平成三十五三十六年六月三十日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成22年6月15日から実施し、平成
~~35~~36年6月30日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成24年12月20日から実施し、平成~~35~~36年6月30日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

◆「経済・物価情勢の展望（2019年1月）」の基本的見解を決定する件（1月22・23日）

本委員会は、平成31年1月22・23日の金融政策決定会合において、「経済・物価情勢の展望（2019年1月）」の基本的見解^{注2)}を決定した。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（1月23日公表）。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2018年12月19、20日開催分） に関する件（1月22・23日）

本委員会は、平成31年1月22・23日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2018年12月19、20日開催分）^{注3)}を承認した。

注3) インターネット・ホームページをご参照ください（1月28日公表）。

(2) 通常会合関係

◆政策委員会月報（平成30年12月）に関する件（1月18日）

本委員会は、平成31年1月18日、政策委員会月報（平成30年12月）を承認した。

◆平成31年度の銀行券発注高に関する件（1月29日）

本委員会は、平成31年1月29日、銀行券の円滑な供給を確保するとともに、銀行券のクリーン度を維持する観点から、平成31年度の銀行券発注高を、30.0億枚とすることを決定した^{注4)}。

注4) 「平成31年度の銀行券発注高」については、インターネット・ホームページをご参照ください（1月29日公表）。

2. 報告事項

- 業務継続に関する検討状況と今後の対応方針（決済機構局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）
- 最近の発券系統の業務運営（発券局）

平成31年2月22日

日本銀行政策委員会月報（第832号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
小野澤 洋 二

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室（03-3277-3680〈直通〉）までお寄せください。